

1075年遼宋国境画定交渉（於開封）について

—「梁穎墓誌」理解のために—

毛利英介

On the Territorial Negotiation between the Liao Dynasty (Khitai) and the Northern Song in Kaifeng, 1075

MORI Eisuke

The epitaph of Liang Ying 梁穎, who was an official of the Liao 遼 dynasty, was discovered in Zhuozhou 涿州 city, Hebei 河北 province, China in 2010. Because Liang Ying engaged in the so-called “territorial negotiations” held by Liao dynasty and Northern Song 宋 in the 1070s, we can find a description on the negotiations in the epitaph. There is a significant difference in the circumstances of historical materials between the Liao dynasty and Northern Song, which means the discovery of this description from Liao side material is considered extremely valuable.

In the epitaph, part of a letter from the emperor of Northern Song to Liao dynasty in 1075 was cited, enabling us to recognize that the author of the epitaph regarded it as important in terms of the negotiations at Kaifeng 開封, in 1075. From this reason, the negotiation was a major consideration of this article. Specifically we examined the article of binyin 丙寅, fourth month, eighth year of Xining 熙寧 (1075), of Xu-Zizhitongjian-changbian 續資治通鑑長編 volume 262.

キーワード：遼 (the Liao Dynasty)、契丹 (Khitai)、北宋 (the Northern Song)、梁穎墓誌 (Liang Ying's Epitaph)

はじめに

澶淵の盟成立以後100年以上にわたり比較的安定した関係を保持したことで知られる契丹と北宋の関係であるが¹⁾、その間に全くトラブルが無かった訳ではない。例えば、1070年代中頃を中心に現在の中国山西省方面における国境地帯の帰属をめぐる行われた一連の交渉は、その代表的なものの一つである。本稿では、この交渉を「国境画定交渉」と呼ぶこととする²⁾。筆者もこの交渉に関心を持ちかつて一文を草したことがあり、その際に契丹側と北宋側では史料の残存量に大きな開きがあることから、主として北宋側の史料に基づいて考察を行った。ただし、零細な契丹側の史料も北宋側と立場を異にする史料として重要であることから、『遼史』及び遼代の墓誌銘からも関連の史料を網羅的に抜き出し提示した³⁾。

その後、折からの中国における出土資料の増加の中で、2010年には遼「梁穎墓誌」が河北省涿州市で出土した⁴⁾。同墓誌の誌主たる梁穎なる人物は国境画定交渉に関与したことが知られる人物であり、そのため同墓誌には以下のような同交渉に関わる記述が存在する⁵⁾。

以前、宋人は我が山西の地に侵入し、東は蔚州から西は朔州まで国境を侵犯し、何年にもわたり不法に耕作を行っていた。咸雍十年（1074）、初めは公（＝梁穎）と枢密副使・平章事の蕭素に詔を下し、後には（公と）順義軍節度使の耶律寿および林牙の蕭禧等に詔を下し、境界で協議させた。宋人の劉忱・呂大忠・韓縝・李評・周永清等が交渉にやってくると、公は事実に基づいて宋の非を指摘した。宋人は言葉に詰まり応答することが出来なかったが、それでもなお引き伸ばしたり隠し立てをしたりし、三年ほどを経て、ようやく自らの非を認め、我が旧境を返還した。双井・土門・麻峪・水峪・西陁・雁門・赤泥泉・段家堡・黄嵬・天池・雪山・南嵬などの広狭東西八百余里にわたる地域について、山林や

1) 古松 2013 参照。なお本稿では、「契丹」と「遼」を特段の区別無く併用する。

2) 毛利 2004 では「地界交渉」とした。これは、交渉当時において国境に当たる語彙が「地界」であったことを強調する意図があった。その意図は今でも意義があると考えるが、地界交渉では伝わりづらいことも考慮し、本稿では国境画定交渉とするものである。

3) 毛利 2004。国境画定交渉に関わる主要な先行研究についても、同論文を参照されたい。

4) 詳細は楊衛東 2011 参照。

5) 初、宋人侵我山西地、東蔚羅、西鄴陽、逾疆越界、盜冒居墾者幾何年。咸雍十年、始詔公与枢密副使平章事蕭素、後詔与順義軍節度使耶律寿、林牙蕭禧等就辺理辨。宋人劉忱・呂大忠・韓縝・李評・周永清等来□对辨。公拋実詰責。宋人詞屈不能对、然猶稽留隱拒、經三数年、方服其非、復我旧境自双井・土門・麻峪・水峪・西陁・雁門・赤泥泉・段家堡・黄嵬・天池・雪山・南嵬、東西八百餘里、或闊或狭、山林堡障、不為外方之侵漁者、公之力居多焉。後□□齋書為謝云、「不畜金縑之百万、豈争壤土之尺尋。」朝廷嗤其詞屈言甘之甚。

堡砦が宋に奪われることがなかったのは、公の功績が大きかったのだ。後に□□国書を齎して謝罪し、「莫大な銀・絹すら惜しまないのに、どうして僅かな領土を争いましょうか。」と言った。朝廷はその甚だ卑屈な文言を嘲笑した。（筆者注、□は原欠部分。）

まず契丹側史料の零細さから考えれば、単純にこの記述の出現は史料状況の改善である。また、例えば上引史料中には具体的な地名が列挙されるが、契丹側史料において国境画定交渉に関わる地名がこれ程まで具体的に記される例は従来知られない。そして本論で見る史料に明らかのように、宋側史料でもこれらの地名の多くが確認可能である。つまり遼宋両国で同一の地名を使用していたという基本的な事実も、本史料の発現により始めて明らかとなったのである。

そのような中で筆者が目撃したいのは、「莫大な銀・絹すら惜しまないのに、どうして僅かな領土を争いましょうか。」という部分である。この部分は、既に楊衛東 2011で指摘されているように『続資治通鑑長編』（以下、『長編』と略記）に対応する記事が確認可能である⁶⁾。具体的には、国境画定交渉の中でも1075年に遼使・蕭禧が宋都・開封を訪れて行われた交渉（以下、「1075年開封交渉」と略記）の際の北宋側の返答の国書である。この交渉時の返書を敢えて引用していることから、「梁顥墓誌」では1075年開封交渉が重視されていると理解可能である。

あらためて確認すると、国境画定交渉では1074年と1075年の各年にそれぞれ遼宋両国が相手国に使者を派遣して交渉が行われ、同時に国境の現地でも双方が官員を派遣して交渉が行われた。このうち従来注目を集めて来たと筆者が考えるのは、1075年に北宋が『夢溪筆談』で有名な沈括を契丹に派遣して行われた交渉であり、筆者の先論（毛利 2004）も主としてこの交渉に関わる史料⁷⁾を扱ったものである。なお、同交渉には梁顥も契丹側の交渉担当者として参与している。

中央レベルで使者を派遣しての最後の交渉であることから、最終的にこの交渉で一連の国境画定交渉が妥結したとも理解可能であり、確かにこの交渉には注目に値するものがある。しかし、実際には国境画定の相当部分は沈括の契丹派遣に先立つ1075年開封交渉で既に合意されている事実があり、この点を重視すれば、沈括が派遣された交渉は、僅かに残った未画定地域について決定がなされたに過ぎないとも言える。そして1075年開封交渉を重視すると受け取れる「梁顥墓誌」の記述は、そのような立場に近いと言えよう。更に、遼宋間での交渉のあり

6) 「1 「丙寅条」所引国書の検討」で【資料1】として引用する部分に含まれる。なお、本稿における『長編』の引用は、中華書局標点本に依拠しつつ、一部分筆者により文字や標点を修正した。

7) 「入国別録」（『長編』巻265 熙寧8年（1075）6月壬子条などに収録）・「熙寧使虜図抄」（『永樂大典』巻10877「虜」）は、いずれも沈括がこの交渉の際に残した史料であり、前者は主として遼廷での交渉について、後者は遼廷に至るまでの行程について、いずれも日記体で記したものである。

方に関する史料は、開封での交渉にまつわるものの方が多いという事実もある。これらの点から、本稿では1075年開封交渉を取り上げ、遼宋間での交渉のあり方に対して従前よりも深い理解を得ることを目指す。そしてそれは新出の「梁穎墓誌」の先引の記事を十全に研究の脈絡に取り込むことにつながろう。

なお「遼宋間での交渉のあり方」という視点については、筆者はかつて毛利 2013で部分的に論じたことがある。ただし、その際には「白笥子」と呼ばれる文書形式に注目しての論述であったため、1075年開封交渉の全体について説き及ぶに至らなかった。よって、本稿は毛利 2013の補足的側面を併せ持つ。

さて、1075年開封交渉のより深い理解を目指すに当たって、具体的な手法としては『長編』巻262熙寧8年（1075）4月丙寅条（以下「丙寅条」と略記）を検討することとする。同条では、遼使・蕭禧が帰国に当たり北宋の神宗皇帝に謁見して国書を受領したことが述べられているが、それに関連して遼使・蕭禧がその約一月前に開封に到着して以来の両国間での交渉の経緯が述べられる。その上、交渉にまつわる既に散逸した諸史料が注釈に多く引用されており、詳細な検討に耐えうるものである。

それでは以下、「丙寅条」本文（国書授受及びそれに至る経緯）について検討した後に、注釈に引用される史料、特に「中書樞密院擬定関報国信使牒本」に注目して議論を行うこととしたい。

1 「丙寅条」所引国書の検討

本章では、「丙寅条」本文の中核部分、即ち1075年開封交渉に当たった遼使・蕭禧が帰国に当たって北宋の神宗皇帝に謁見し、契丹の道宗皇帝に対する返答の国書が渡された部分を検討する。その検討に当たり、当該部分を現代語訳の形で以下に【資料1】として引用して見てみよう。なお訳に当たって語を補った場合にも特に明示はしていない。

【資料1】

遼使・蕭禧らは紫宸殿で朝辞にのぞみ、垂拱殿で酒宴を行った。契丹の道宗皇帝に対する返答の国書の内容は以下のとおりであった。

- 「(1) 宋遼の両朝が友好関係を保持してすでに七十年程になり、事はしきたりに則り交誼は長年のものとなっております。
- (2) さて先にご意志を承り辺境のことに言及がありましたので、すでに官司に戒めてみな誤りを正させました。

- (3) 旧来の境界を守り、事実により分画すべきであるのに、使者がまだ行き交ってもいないのに貴国の軍勢が先に集まり、見張り台を攻撃して焼き払い警備兵を弓矢で負傷させました。これはみな力で争うことを示すもので、全く平和裏に協議をするものではありません。貴国の側は中央に単独で座し、我が方の官員の座位をわざわざ臣下の位置に改めさせようとし、横都谷に席次を設定する際には、さらに賓主の位置に難色を示そうとするまでに至りましたが、幾度も論理が破綻するにいたってようやく会見に至りました。かつ問題の地域は蔚・応・朔の三州に接しているので情勢は一様ではないのに、みだりに西陲寨という一例を持ち出して諸寨の領域について一括りにしようとしてしまいました。そのため幾度も文書を求めましたが証拠が無い上に、共同で現地調査しようとしても従おうとはしませんでした。そのためただ両者の立場は乖離するだけで、ますます状況は停滞しました。私はこれは貴国の官僚が皇帝の意図を誤解したもので、友邦の真意ではなかろうと思っております。
- (4) 現在使者を派遣して再度お手紙で質問を下さり、重ねて礼物を贈られいよいよ喜びの意を示されました。しかし当方が国境を侵犯しているとの議論に当たり明白な文書の証拠を全て提示しましたが、使者は貴国の辺臣の議論を踏襲してただ我が方の担当者の病気による延滞を咎め立てしました。使者の行いは紛争の端緒となると重く考えますが、その多くは帰国後上聞しないことでしょう。あらためて思いますに、天地鬼神の靈力を合わせてともに誓約をなし、祖宗より受け継いだ境土を守ってそれぞれ民に生を完うさせて来ました。そもそも多量の銀や絹すら惜しまないのに、どうして我が方が僅かな土地を貪ろうとするのでしょうか。ただ議論のうえ国境の侵犯が無いようにしようとしているだけであるのに、使者は宿館に留まり強く分水嶺での国境画定を求め、我が方の枢密院が妥協案を授けようとしても兵を起して我が方の軍事施設を移動・破壊しようとするのは、どうして長年の盟約を些細な利用により破棄してしまうことにならないのでしょうか。
- (5) そこで地図を見て遠く都で再画定を行ったうえ、担当者に境界を改めさせました。遙かな地より聡明なる契丹皇帝に深くご理解を頂けますようお願います。」

この国書は参知政事の呂惠卿が起草したものである⁸⁾。

8) 遼国信使蕭禧等辞于紫宸殿、置酒垂拱殿。答遼主書曰、「兩朝繼好、六紀于茲、事率故常、誼存悠久。比承使指、論及辺陲、已約官司、偕從辨正。当守封圻之旧、以需事实之分、而信介未通、師屯先集、侵焚埃戍、傷射巡兵。举示力争、殊非和議。至欲当中独坐、位特改于臣工。設次横都、席又難于賓主。数從理屈、纔就晤言。且地接三州、勢非一概、輒举西陲之偏説、要該諸寨之提封。屢索文憑、既無拋驗。欲同案視、

上引【資料1】のうち「」で括ったのが国書の部分であり、この国書の内容を試みに五分して、(1)～(5)の番号を付した。そのうち(1)は宋遼両国の友好関係を述べる形式的部分、(2)は1074年の遼使派遣を受けて北宋が現地での国境の画定を命じたことを述べる部分である。分量としてはその後の(3)(4)が多くを占め、(3)が現地での国境画定について、(4)は1075年開封交渉への遼使派遣について述べた部分である。(5)は(4)を受けて北宋がやむを得ず国境の画定を行ったことが述べられる。

全体として、あくまで責任が契丹皇帝に及ばないようにすることで最低限の礼儀は保っているが、契丹側の現地での交渉・開封での交渉の双方のあり方に対して強い抗議の意を示していることが明らかである。

今回本稿で取り上げるのは1075年開封交渉であることから(4)に絞ってより詳細に見ると、

- ・遼使・蕭禧は北宋側が根拠となる文書を提示しても対応しない。
- ・蕭禧が開封に過度に長逗留し、ただ「分水嶺」での国境画定に固執する。
- ・北宋の枢密院が妥協案を提示しても蕭禧が取り合わない。

というような内容が述べられていることが見て取れる。

以上のように、【資料1】の国書における文言により1075年開封交渉の内容の大よそを知ることが出来る。その他に、【資料1】国書(4)の内容として

- ・国境現地での北宋側の交渉担当者の「遅滞」に対する契丹側の拘泥。

も挙げられるが、これは現地での国境画定に関わることであるので、ひとまず措く。

2 「丙寅条」交渉経緯叙述部分の検討

前章で見たとおり、【資料1】の国書について見ることで、1075年開封交渉の内容の大よそが把握可能である。だが、この国書は比較的具体的な内容を示すとはいえ、限られた文字数の中で且つ四六文で記されるため、曖昧な部分が残るのは否めない。だが「丙寅条」では、国書

又不準從。職用乖違、滋成濡滯。窃慮有司之失指、曾非与国之本謀。茲枉輶車、再垂函問、重加聘幣、弥見歛悰。然論疆事之侵、尽置公移之顯証。述辺臣之議、独尤病告之愆期。深認事端、多非開達。重念合天地鬼神之聽、共立誓言。守祖宗疆土之伝、各完生聚。不嗇金縢之巨萬、肯貪壤地之尺尋。特欲辨論、使無侵越、而行人留館、必於分水以要求。枢府授辞、期以興師而移拆、豈其歷年之信約、遂以細故而變塗。已案輿図、遙為申画、仍令職守、就改溝封。遐冀英聰、洞加照悉。」參知政事呂惠卿之辞也。

なお「当中独坐、位特改于臣工。設次横都、席又難于賓主。」の部分は、現地での交渉における席次争いを示すもので興味深いのだが、遺憾ながら筆者は現状ではその具体的に意味するところを十分に理解できておらず、仮の訳に止まる。なお、この席次争いの関連記事は『長編』巻256 熙寧7年(1074)9月戊申条に有り。

の授受に続けてそれに先立つ交渉の経緯が叙述される。そのため、長文にわたることになるが、説明のために敢えてこの部分も現代語訳して以下に【資料2】として引用し、便宜的に五分割して(1)～(5)の数字を付した。原文は煩雑を避けるため本稿末尾に【附録1】として掲載する。なお、一部の用語や地名について筆者は十分に理解できていないことから、以下の翻訳はあくまで大意をとるための試訳と考えて頂きたい。

【資料2】

- (1) これより先、契丹側の蕭素と梁穎は北宋側の劉忱と呂大忠と国境について協議したが長きにわたり妥結せず、そのため契丹は蕭禧を再度北宋に派遣して来たので、韓績と王師約に館伴を務めさせた。蕭禧は国書を渡した後、さらに筍子一通を提出したが、その大意は蕭素と梁穎の言う内容とほぼ同様であり、かつ劉忱らが事態を引き伸ばしていることを言挙げした。(原注略)
- (2) 韓績らは毎日蕭禧と議論の応酬をしたが、蕭禧はただ分水嶺を境界とすることに固執するだけで、どこが分水嶺かは具体的に言わなかった。そこで「兩朝の友好関係は長年のものであるので、目下すでに『辺臣に委任してそれぞれ視察させ』ようとしているが、なお劉忱らの上奏内容が十全でないことを心配するので、すでにあらためて韓績を派遣して張誠一とともに早馬に乗って国境地帯に至らせ、融和的に協議させることとした。」と詔諭し、蕭禧にこの内容で帰報させようとしたが、蕭禧は受け入れなかった。今度は内侍の李憲を派遣して詔を示し、長連城・六蕃嶺を境界として、国境に程近い北宋側の遠探鋪舎を内地に移動させることを許した。長連城・六蕃嶺の地は、治平二年に契丹側がここに鋪を設置したことがあり、北宋側の辺人が国境が侵犯されていることからこれを破壊すると、その後に契丹側が来ることはなかった。この度契丹側がその元の場所に鋪を設置することを許したのだが、しかし蕭禧はそれでも従わず、それまでの議論に固執した。そのため神宗皇帝は、やむを得ず先ず沈括を派遣して契丹に報聘させることを議論させた（沈括が回謝使に任命されたのは三月二十一日である）。
- (3) かくて枢密院は以下のように上言した。「我が朝の辺臣が長連城・六蕃嶺を国境であると証明するのに現在用いている公牒は六十通あり、その多くは契丹側が「関口」・「把鋪」などの地で賊を捕らえた或いは確認したと称するもので、それらの地はみな長連城・六蕃嶺の北にあります。その中で契丹の朔州の重熙二年三月十八日の牒には、北宋側が山後の長連城の国境地帯の分水嶺上で賊人の張奉遠らを捕らえたのを送ってき

たが、不法に国境を越えたものであり、法に則って処断したと述べています。さらに契丹の朔州の清寧九年十月の牒では、南界の代州崞県赤堽膠の主戸である白友の牛を奪った賊人を捕えた事として、長連城の分水嶺上を境界とした上で、さらに白友が代州崞県の主戸であると述べているので、古長城及びより内地の分水嶺を国境としていないことは明らかです。治平二年に契丹側の舗舎を移設させた際には、北宋は国境を侵犯しておらず、いま聖旨によって遼宋両国の長年の友好のために、長連城・六蕃嶺の南においてその跡地に舗舎を修築させるだけでも、曲げて友好関係を重視したものです。それなのに蕭禧は更に分水嶺を国境だと主張していますが、そもそも各地の山嶺で水勢が分流しているのは、みな分水嶺と呼びます。そして、さきごろ蕭素らが証拠と主張した文書三通については、大石・義興冶の二つの寨は契丹側に侵犯されて、治平年間に処置しておらず、現に長連城を国境としていないほか、西陁寨については張慶の文書を証拠と主張して、分水嶺の上に土盛りがあると言いましたが、指定の場所に土盛りはありません。また張慶の文書では雁門寨の地から北界の遮虜軍までが十一里としますが、いま雁門寨から長連城までが約八・九里、長連城から遮虜軍までは約二里であり、さらに長連城が国境であることを証明しています。また劉忱らは蕭素らに牒を送り、どの山が分水嶺なのか指定させようとしたことがありますが、蕭素らの回答の牒では、ただ『沿辺の山名・距離・境界地点については、北宋側で十分に分かっているはずであり、どうして牒を送って問い合わせる必要があるのか。』と言うのみであり、そもそも指定する場所が無いことは明らかです。いま蕭禧の主張は、蕭素らと同じであり、全く証拠となる文書はありません。沈括らが契丹に到着した日に、現在我々が証拠としている文書を、一つ一つ契丹の皇帝に知らせるようにさせましょう。』

- (4) そこで以下のように詔が下された。「我が朝は契丹と友好関係を保持して長い年月を経ており、辺境の些細な事柄で友好関係の大柱を損なおうとは思わない。治平年間に舗を設置したところはその跡地に修築することを許し、融和に努めることとしたからには、証拠の有無には全く拘らないが、もし分水嶺がどこであるかを指定しなければ、現地調査の時に、引渡しを行いがたいであろう。
- 一、李福蛮の地は、現在塹壕を掘っているところの分水嶺を境界とすることを許す。
 - 一、水峪内の義児馬舗並びに三小舗は、より内地に移動させ、現在新舗を設置している山の分水嶺を境界とせよ。
 - 一、西陁寨地方の、第一・第二・第三・第四・第五遠探・白草舗の山の分水嶺から西に向

かって古長城に接するまでを境界とせよ。

- 一、黄崑山の地については、すでに仁宗朝期において官員を派遣して契丹側の官吏と聶再友らが侵耕を行った地の外において、四方の境界を標識により明示した。また天池廟については、契丹の朔州の牒にその地は北宋の寧化軍に所属すると述べられているので、みな協議の余地は無い。
- 一、瓦罍塢の地は、従前に両国の官司が協議し終えていないので、いま既に韓縝らに指揮を下し併せて現地調査を行わせることとしており、引渡しを行う処は分水嶺を境界とせよ。」
- (5) 神宗皇帝が使臣を派遣して返答の国書を蕭禧に示すと、蕭禧はようやく辞去し、沈括は蕭禧が帰国した後にはじめて出発した。故事では遼使が開封に留まるのは十日足らずであったが、蕭禧は三月の庚子の日に至って、入辞した後もまだ出発せず、韓縝らと争論して夜中に至ることもあり、開封に一月近く留まった。

※(2)の「辺臣に委任してそれぞれ視察させ（委辺臣各加審視）」は、『長編』巻261 熙寧8年（1075）3月庚子条所引契丹国書の文言を引用したもの⁹⁾。

以上引用の【資料2】について、まず(1)～(5)に分けて簡潔に要約すれば以下のようなろう。

- (1)、現地交渉の停滞と1075開封交渉との関係
- (2)、館伴・韓縝と遼使・蕭禧の議論の膠着
- (3)、(2)のように事態が膠着したことを受けての枢密院の上言
- (4)、(3)の枢密院の上言を受けての神宗皇帝の詔
- (5)、蕭禧が国書を受領した後の状況

次に、(1)～(5)についてより細かく見ると以下のとおりである。

9) 全文は以下のとおり。「昨馳一介之輜伝、議復三州之旧封、事已具陳、理宥深悉、期遵誓約、各守辺陲。至如創生事端、侵越境土、在彼則繼有、於此則曾微。乃者蕭禧才迴、韓縝統至、薦承函翰、備識誠悰、言有侵踰、理須改正。斯見和成之義、且無違拒之辭。尋命官僚同行檢照、於文驗則甚為顯白、其舖形則尽合拆移。近覽所司之奏陳、載詳茲事之縷細、謂劉忱等雖曾會議、未見準依、自夏及冬、以日逮月、或假他故、或飾虚言、殊無了絶之期、止有遷延之意。若非再憑緘幅、更遣使人、實虞詭曲以相蒙、罔罄端倪而具達。更希精鑑、遇亮至懷、早委辺臣、各加審視、別安戍壘、俾返旧常、一則庶靡爽於隣歛、一則表永惇於世契。儻或未從辯割、仍示稽違、任往復以難停、保悠長而豈可、微陽戒候、善審為宜。」

(1)

- 遼使・蕭禧の国境画定に関する主張は、これまで遅々として交渉が進展しなかった要因である契丹側の現地担当者の主張と同様であった。
- また、北宋側の現地担当者が引き伸ばしを行っていると言っていると抗議するものであった。

(2)

- 館伴の韓績らが蕭禧と交渉したが、蕭禧はただ「分水嶺」を国境とすると言うだけで、どこが分水嶺であるのか明確にしなかった。
- 事態が膠着したので、神宗は「宋遼両国の長年の友好関係を国境の些事で損なう訳にはいけないので、あらためて韓績・張誠一を現地に派遣して交渉させる。」という内容で蕭禧を納得させようとしたが、蕭禧はそれを受け入れなかった。
- さらに神宗は宦官の李憲を遣わして詔を蕭禧に示し、「長連城・六蕃嶺を国境とし、同地には治平二年に契丹側が軍事施設を設置して北宋側がこれを破壊した経緯があるが、その跡地に契丹側が軍事施設を設置することを許可する。」としたが、蕭禧はそれでも従わなかった。
- 神宗はやむを得ず、蕭禧との交渉の妥結を待たずに沈括を契丹に派遣することを議論することとなった。

(3)

- こうして枢密院の上言がなされた。内容は、従来現地で交わされて来た多くの両国間の文書を具体的な証拠として書き連ねて、ただ「分水嶺を国境とすべきだ」とする契丹側の主張は何らの根拠も具体性もないとした上で、「沈括が契丹に派遣された際には証拠を一つ一つ契丹皇帝に示そう」というものであった。

(4)

- 枢密院の上言をうけ、神宗の詔が下された。内容は、「宋遼両国の長年の友好関係を国境の些事で損なう訳にはいかず、長連城・六蕃嶺を国境とすることにしたらには具体的な証拠の有無には拘泥しないが、分水嶺がどこであるかは明確にしなければ画定ができない。」としたうえで、五箇条にわたり具体的に国境画定案を提示するものであり、そのうち四箇条については分水嶺を国境とするという点において契丹側の主張に配慮したものであった。
- ただし、第四条で言及されている黄崑山及び天池一帯の地域については、既に決着済みであるとして契丹側の主張を拒否した（筆者注、これがその後の沈括が契丹に派遣されての交渉の際の議論の対象となる）。

(5)

- 以上のような内容の国書を提示されて、蕭禧はようやく受領した。
- 蕭禧との交渉が膠着したために契丹へ派遣されることとなっていた沈括だったが、蕭禧が国書を受領したため、蕭禧の帰国後に派遣されることとなった。
- ただし蕭禧が国書受領後もすぐには帰国しなかったこともあり、その開封滞在は異例の一月にも及んだ。

なお、文中に明記されるように、韓績は館伴として1075年開封交渉の実務に当たったとともに、直後に現地に派遣されたほか、更には前年には遼廷に使者として派遣されるなど、国境画定交渉における北宋側のキーパーソンの一人である。

それでは次に、【資料1】の国書と【資料2】を比較してみよう。まず【資料1】国書の

- 遼使・蕭禧は北宋側が根拠となる文書を提示しても対応しない。
- 蕭禧が開封に過度に長逗留し、ただ「分水嶺」での国境画定に固執する。

の部分は、【資料2】では(2)の「蕭禧はただ分水嶺を境界とすることに固執するだけで、どこが分水嶺かは具体的に言わなかった。」や(3)の「それなのに蕭禧は更に分水嶺を国境だと主張していますが、……」・「いま蕭禧の主張は、蕭素らと同じであり、全く証拠となる文書はありません。」などに当たるだろう。さらに国書の

- 北宋の枢密院が妥協案を提示しても蕭禧が取り合わない。

の部分は、【資料2】(2)の『「兩朝の友好関係は長年のものであるので、目下すでに辺臣に委任してそれぞれ視察させようとしているが、なお劉忱らの上奏内容が十全でないことを心配するので、すでにあらためて韓績を派遣して張誠一とともに早馬に乗って国境地帯に至らせ、融和的に協議させることとした。』と詔諭し、蕭禧にこの内容で帰報させようとしたが、蕭禧は受け入れなかった。」に当たるだろう。

その他、【資料1】所引国書の(5)は【資料2】の(4) (或いは(3)も) に当たるだろう。

以上のように、当然かもしれないが、全体に1075年開封交渉の推移についての説明部分である【資料2】は、国書の内容を敷衍するものとも称することが可能であり、逆に言えば国書の内容は交渉の推移を反映したものとなっているとも言える。

さて「丙寅条」本文は、上に見たように、先引の北宋から契丹への返答の国書の授受に関する記述（【資料1】）とそこに至る経緯を説明するための上引の記述（【資料2】）から構成され

ており、これらから1075年開封交渉の推移を跡付けることが出来る¹⁰⁾。ただし「丙寅条」の史料の特質は、「はじめに」でも述べたとおり、本文を説明するための注釈での豊富な引用史料の存在にある。よって、次章では注釈引用史料についての検討を行うことで、より具体的な交渉のあり方・枠組みについて見て行きたい。それは、「丙寅条」本文のとりわけ【資料2】の部分が、主として何に基づいて記されたかを検討することともなる。

3 「丙寅条」注釈引用史料の検討—特に「牒本」について—

(1) 「丙寅条」注釈引用史料概観

前章末尾で指摘したように、「丙寅条」の注釈には多くの史料が引用されている。そのうち『長編』の注釈に類見する『実録』・『国史』の類はしばらく措き、それ以外の史料について概観したい。

さて「丙寅条」注釈に引用されている史料は『実録』・『国史』の類以外でも多岐にわたるが、その多くを占めるのは『呂惠卿集』からの引用であり、本稿でもそれらに注目したい。ここでは先に『呂惠卿集』以外の史料について簡単に述べておくと、「張方平墓誌」・「張升之伝」・范育「薛向行状」・韓宗武「韓縝遺事」などが引用される。これらの中で比較的長文が引用され、筆者が個人的にも興味深いのは「韓縝遺事」である。それは、同史料では神宗皇帝が李舜举や劉惟簡という宦官を使って1075年開封交渉に際し自らの意思を直接的に反映させようとした様子が描かれるためである¹¹⁾。

それでは次に『呂惠卿集』からの引用について見よう。まず、周知のように呂惠卿は新法党の人士として著名な人物であり、1075年開封交渉当時は参知政事の任にあった。その『呂惠卿集』は『郡齋讀書志』に『呂吉甫集』として確認可能であるが¹²⁾、現在では逸書であり、「丙寅条」注釈での引用は貴重な逸文ということになる。「丙寅条」注釈での『呂惠卿集』からの引用は複数にわたっており、列挙すると下記のとおりである。

・「回大遼国書」

これは、1074年にも遼使・蕭禧が北宋に派遣された際に、蕭禧に対して北宋から契丹へ

10) 実際には一部後段でも言及するとおり、『長編』巻261 熙寧8年(1075)3月庚子条以降の関連の各項からも交渉の推移は確認可能である。なお同条注釈には「韓縝等館伴泛使、所受御前劄子凡六道、……」とあることから、本稿で検討するよりも多くの指示が神宗皇帝から館伴の韓縝に対しては出されていた。

11) その他、既出の李憲も含めた『宋史』巻467に立伝される宦官達の1075年開封交渉への関与は、神宗皇帝の政治スタイルとして検討に値すると思われる。

12) 孫猛『郡齋讀書志校証』巻19。

の回答として渡された国書である。ほぼ同文が『長編』巻251 熙寧7年（1074）3月癸亥条にも掲載される。

- 「中書樞密院擬定関報国信使牒本」

これについては、後に詳しく検討することとする。

- 「進呈授旨与館伴対答国信使言語」

これは、1075年開封交渉において、交渉の実務に当たる北宋側の館伴使・韓縝が如何に遼使・蕭禧に対応すべきかについての一種の想定問答である。このような文章が神宗皇帝の意向を受けて参知政事の手によって作成されたというのは興味深い¹³⁾、今後の検討課題とすることとしたい。

- 「再改与契丹国書」

これは、本稿の主題である1075年開封交渉において、遼使・蕭禧に北宋からの回答として渡された国書である。即ち、第一章で【資料1】として検討した国書とほぼ同文である。

- 「付宰臣韓絳等詔」

これは、当時同中書門下平章事として宰相の任にあった韓絳らに対し、神宗皇帝が1075年開封交渉に関連して対契丹政策について諮問を行う内容となっている。

その他にも呂惠卿に関連する史料として、「呂惠卿家伝」が引用される。内容は、参知政事の呂惠卿が神宗皇帝と同平章事の王安石、更に樞密副使の呉充を交えて行った遼使・蕭禧への対応に関する議論である¹³⁾。

(2) 「中書樞密院擬定関報国信使牒本」の内容・名称・形式

さて本節では、「丙寅条」注釈における上記の『呂惠卿集』からの引用のうち、「中書樞密院擬定関報国信使牒本」（以下、「牒本」と略記）に注目することとしたい。何故なら、一見して「牒本」の文章は前章で見た「丙寅条」本文における1075年開封交渉の経緯の説明部分（【資料2】）と重複するところが多いからである。ここでは「牒本」が【資料2】と重複するところが多いことに鑑み、特に現代語訳を施したりなどはせず、これも煩雑を避けるため原文を本稿末尾に【附録2】として引用するに止めることにし、その上でまず内容を概観することとしたい。また「牒本」は長文であるため、文書としての構成に留意して(1)～(4)の番号を付し四分割して検討を行っていくことにする。

13) 熙寧8年（1075）4月は、前年4月に一度王安石が宰相の座を退いた後に2月に宰相に復帰して間もな
くの時期であり、中書においては呂惠卿が力を有していたと考えてよい。

1 「牒本」の内容

それでは、まず分段した(1)～(4)それぞれについて大まかな内容を確認したい。

(1)は、契丹側が北宋側の度重なる妥協案を拒否したという従前の経緯について述べる部分である。形式的には、枢密院が指令を「劄子」の形で館伴所に下し、館伴所が「申」を枢密院に上すものである¹⁴⁾。内容的には、館伴所が枢密院から受けとった「聖旨劄子」¹⁵⁾を遼使・蕭禧に渡そうとすると蕭禧がその受領を拒否したこと、更に蕭禧が「使臣」(【資料2】の対応箇所に基づけば具体的には宦官の李憲)が持参した「聖旨劄子」の受領も拒否したことが述べられる。

(2)は、(1)で見たように契丹側が北宋側の度重なる妥協案を拒否したことを受けて、枢密院が対策案を述べる部分である。内容は、それ以前の経緯を複数の具体的な文書も引用して述べるものであり、概ね契丹側の主張には根拠が無く従えないとの内容である。

(3)は、前段の内容を枢密院が神宗皇帝に進呈した結果として、箇条書きの具体的な指示内容を含む聖旨が(枢密院に対して)出された部分である。

(4)は、(3)をうけて、館伴所に指示が下され、館伴所は(3)までの内容が国信所を經由して遼廷に伝達されるべく計らうこととされている¹⁶⁾。

以上を概観すると、先に述べたとおり「牒本」はその主要部分が【資料2】と重なることが理解できよう¹⁷⁾。具体的には、【資料2】の(2)(3)(4)が「牒本」の(1)(2)(3)にそれぞれ対応している¹⁸⁾。つまり『長編』の撰者である李燾は、主として「牒本」に依拠(あるいは「解説」?)して【資料2】を執筆したのである¹⁹⁾。即ち、「牒本」を「丙寅条」注釈で引用しているのは、【資料2】の典拠として示しているということになる。そして、既に確認したように【資料2】が【資料1】所引国書を敷衍した内容と理解可能であったことを踏まえれば、【資料2】の主たる典拠たる「牒本」は【資料1】所引国書を敷衍した内容の文書であると称することも可能である。このように、遼宋間で正式な国書の授受に伴い、それを補足・敷衍する文書が同時に使

14) 「館伴所」とは館伴使をトップとする組織であり、平時においては契丹の使者に対する開封での接待役であるが、交渉が行われる際には使者との遣り取りの実務を担当する存在である。

15) 聖旨が含まれる劄子のことと理解する。

16) 「国信所」は国信使をトップとする組織のことで、ここでの国信使は契丹の使者のこととなる。

17) 中華書局標点本において【資料2】に依拠して「牒本」の脱文を補っている箇所があるのはその端的な現れである。

18) 【資料2】(1)は、『長編』原注によれば、実録に依拠したものと推定される。(5)も同様と考える。

19) 既述のように「牒本」では「使臣」とされる箇所が【資料2】では「李憲」と実名にされていることから、一部「牒本」以外の情報も用いていることは明らかである。

用されたこと、それがそれ以前の多くの文書の引用から成立していることなどについては、毛利 2008・毛利 2013で既に論じたことがある。

同時に、【資料2】の(2)(3)(4)は単に事態の推移として記されるが、実際には「牒本」の(1)(2)(3)に対応することから元来は一通の文書を構成するものである。よって、当該部分は文書として検討を行う必要が存在する。後述のように「牒本」が遼使・蕭禧に渡すべき文書であることを踏まえれば、具体的には、「牒本」の(1)は蕭禧の対応が如何に不遜・不合理であるか、(2)は北宋側に証拠面で如何に理があるか、(3)は北宋の神宗皇帝が如何に融和に努めているかを契丹に対して主張する内容と捉えるべきであり、それを李燾が【資料2】の(2)(3)(4)では事態の推移としてリライトしているのである。なお「牒本」の文書としての性格については、本節後段で名称および形式の側面から更に検討を行う。

なおその関係性が依拠ないし解説であるからには、【資料2】と「牒本」の双方の内容は全くの同一ではなく、省略や書き換えがなされた部分がある。省略では、単に冗長な部分を削除しているだけでなく、「牒本」(1)に見られる文書のやり取りに関わる部分（「館伴所申……申取指揮者。」など）の省略が目につく。書き換えで言えば、通俗的な表現を文語的な表現に改めているほか、例えば「牒本」(3)の「聖旨」が【資料2】では「詔」と書き換えられている。これらも、いずれも「牒本」という「文書」を、事態の推移を叙述する「地の文」に転換するための作業と見なすことができる。

2 「牒本」の名称

次に、「牒本」の名称（「中書樞密院擬定関報国信使牒本」）について考えておきたい²⁰。「牒本」とは「牒」の原案という程度の意味で、牒は元来統属関係にない官府間で使用される文書形式であるが、唐宋期には州と州の間などの地方レベルでの外交文書として使用されることがあった。ここでの場合は、「国信使に関報する牒本」であり、「国信使」はこの場合は遼使、「関報」は牒によって通知するという程度の意味であるから、遼使・蕭禧に対して通知するための牒の原案、具体的には後述のように館伴使・韓績が遼使に対して渡す牒の原案と考えられる²¹。そし

20) 本段落の記述は古松 2010に拠るところが大きい。なお、「中書樞密院擬定関報国信使牒本」という名称が仮に執筆時に付されたものではないとしても、文集に収録された形の「牒本」を李燾が閲覧した際には既に付されていたものであろうから、一定の価値を有すると考える。

21) 「原案」であるからには、それが実際に使用に供されたかは一定の注意が必要であろう。また使用に供されたとしても、文集に収録されたものと全く同一内容かは担保されない。ただし、毛利 2013で論じたように、開封での交渉の後に沈括が契丹に派遣された際に「白割子」なるものに言及があるが、筆者はこれが「牒本」に相当すると考える。よって、ほぼ現在我々が見ることが出来る「牒本」と近似のものが実際に供

て、「中書樞密が擬定した国信使に関報する牒本」であるから、中書と樞密の協議で定められた内容であり、直接に起草したのが中書（参知政事）の呂惠卿であったこととなる。

3 「牒本」の形式

次に「牒本」の形式面について、特に(4)の部分に注目することで検討してみよう²²⁾。「牒本」全体は(4)に「館伴所に申し付けてこの内容を写して契丹の国信所に渡し、その契丹への帰国後にその内容を契丹の皇帝に伝達させるよう。」（仰館伴所備録与北朝国信所、候到北朝具此聞達。）とあるように館伴所に下されるべき文書であり、樞密院から館伴所に下された「筭子」の形をとっていると考えるのが妥当である。「牒本」の名称の項目で見たように、「牒本」が牒の原案であるからには、実際には「筭子」を下された館伴所がそれを牒の形式に変換して遼使・蕭禧に渡すことが想定されたと推測する。

ただし、「館伴所に申し付けてこの内容を写して契丹の国信所に渡し、その契丹への帰国後にその内容を契丹の皇帝に伝達させるよう。」の前に「以上について既に韓縝らに指揮を下し、現地へ赴き契丹の派遣した官員と協議させ、上記各項の内容に依拠して引渡しを行い決着させ、また国境を確定させ引渡しを行うべき地域に現に居住している民がいる箇所については、指揮を下しより内地に移動し居住させることとしたほか……」（右已指揮韓縝等、前去計会北朝所差官、依逐項事理擗撥結絶、所有合行標撥地内有見住人戸处、即指揮挪移近来居泊外）とあるように、「牒本」はより正確には現地での交渉に派遣される韓縝に当てて出された文書と同内容のものを館伴所（館伴使も韓縝）にも下すという形式をとっている。現地での交渉担当者宛に下された文書が、館伴所にも下された上で遼使・蕭禧に牒として渡すこととされたのは、既に述べたように、単純に国書の内容をより具体的な内容を持つ文書で補足するため、そしてそのような具体的な内容で現地に指示を下したことを中央レベルでも伝達するためであろうが、北宋の現地交渉担当者から契丹側の現地交渉担当者に提示された内容を別ルートで伝えることで現地で握りつぶされないようにするため、などとも理解されよう。あるいは仮に後付けの名称としても「中書樞密院擬定関報国信使牒本」と称されることから考えれば、形式は現地担当者宛の文書を館伴所にも同時に下すものではあるが、実際には館伴所を通じて遼使・蕭禧に提示されることが主目的の文書と理解したほうが良いかもしれない。即ち、帰国した蕭禧が「牒本」の内容を握りつぶそうとしても、別ルートで契丹側に伝達されることを伝えて圧力をかけてい

されたと考えて大過ないと考える。

22) 以下の論述は、毛利 2013の内容と重複するところがある。

るということである。この辺りは筆者の考えは明確にまとまっていないが、実際にも単一の理由ではなく、中央と現地で並行的に交渉が進行する当時の複雑な情勢に鑑みこのような形式が採用されたとひとまず考えておく。

(3) 「牒本」の形式と交渉の実態

前節では、「牒本」の内容・名称・形式から1075年開封交渉の枠組みについて検討を行った。その際敢えて言及しなかったが、「牒本」の名称とその文書形式の間には相当の乖離が存在した。具体的にいえば、「牒本」の形式を見る限り一貫して枢密院が同交渉の担当官庁という立場となっているが、「牒本」を中書・枢密が擬定し、中書側である参知政事の呂惠卿が撰していることに明らかなように、現実には必ずしも枢密院（枢密使は陳之升、枢密副使は呉充・王韶）が単独で政策を決定している訳ではない。例えば『長編』巻261 熙寧8年（1075）3月己酉・甲寅・辛酉各条という1075開封交渉に関連する記事では、いずれも「中書・枢密院」として中書と枢密院の両者が併称されている。そして史料のバイアスはあるかもしれないが、現存史料上はむしろ参知政事の呂惠卿など中書側が主たる役割を果たしている印象は拭えない。

以上から、「牒本」が契丹側に渡すための文書であることを考えると、契丹側とのやり取りに渉る部分については虚偽を述べることはないだろうが、北宋側の内部でのやり取りについては実態をありのままに反映しているかは別問題である。具体的には、上記のごとく交渉の形式的な担当官庁が枢密院であることと実際的意思決定が中書によるものであることの乖離のほか、「牒本」に示される国境画定案に関わる部分である。即ち、「牒本」では枢密院の進呈に応じて聖旨が下され、そこに五箇条の具体的な国境画定案が含まれているが、実際には沈括が独自に枢密院の文書に対して調査を行って神宗皇帝に提言し（『長編』巻261 熙寧8年（1075）3月辛酉条注釈所引「奏乞宣諭館伴俱曉分水嶺本末事」²³⁾）、その提言に基づき神宗皇帝から館伴の韓

23) 臣等窃聞昨夜蕭禧在駅、与館伴将元執到白笏子商量王吉地・義兒舖・黄崑大山・古長城・瓦窯塢等處已定、只是尚執分水嶺未肯了当。臣等今有所見、雖不知是否、或恐有助对答折難之意如後。一、蕭禧既承認黄崑大山北面為界、則明知元不以雪山・黄崑山・牛頭山照望為界之意。自黄崑山之南、界至已定、乞令館伴通曉、宜無稍及照望之語。一、蕭禧堅執以分水嶺為界、臣等以謂若令館伴及定地界官依下項劈折、得事理分明、即除黄崑大山一處已定奪不可改移外、其余雖悉許以分水嶺為界、亦無所妨。今具逐段地分如後、王吉地及瓦窯塢見今標与北人處、已是分水嶺、別無可爭。鷹門寨、即今來移退義夷舖及三小舖處、已是分水嶺、別無可爭。西逕寨地分、第一・第二・第三・第四・第五遠探・白草舖一帶、便是分水嶺、當初本朝為執定長連城為界、則分水嶺是近裏地分、今來既自白草・遠探等舖一帶照望古長城割与北人、即已是用分水嶺。窃慮館伴不見得此意、度尚惑牛頭・雪山照望為分水嶺、多方迴避、却致北人猜疑。擬三次国信文字、北人之意元不至此、欲乞子細宣諭館伴及定地界官、令具曉本末、但指望定白草舖一帶是分水嶺、却明与此處、以分水嶺為界不妨。

續りに「御札」が下され（『長編』巻262 熙寧8年（1075）4月甲子条注釈²⁴⁾）、その内容を「牒本」（3）の部分の聖旨における国境画定案ではほぼ踏襲しているという事実がある²⁵⁾。つまり、仮に枢密院が神宗皇帝に対して進呈をした事実があったとしても、それは沈括の提言以後に後付けで形式的に行われたものであり、現実の政策決定過程をありのままに反映したものではない。よって、「牒本」に依拠して交渉経緯が叙述される【附録2】について、それをそのまま鵜呑みにするのは危険である²⁶⁾。

実態とは別に「牒本」が枢密院の強硬な上呈に対して神宗皇帝が聖旨を下したという形式を採っているのは、まずは北宋国内で通例どおりに正規のルートで意思決定がなされたことを契丹側に伝達するためであろう。毛利 2008・毛利 2013で論じたように、北宋において対契丹関係を司るのは五代以来の歴史的由来もあって枢密院であり、これは契丹側でも対宋関係に枢密院が関与することからそれとの釣り合いという意味も持っていたと考えられる。同時に、度重なる遼使・蕭禧の無礼な対応に痺れを切らした枢密院に対して神宗皇帝が融和的な内容の聖旨を下したという形にすることで、契丹側の要求は度を越えたものであり、北宋の臣下も強く反発をしているが、神宗皇帝の特別の取り計らいで契丹側の要求に沿って譲歩をするのだという北宋側のポーズを示す目的も加味されていると筆者は考える。

おわりに

本稿では、新出の遼「梁穎墓誌」に国境画定交渉に関する記述が見出されたことをうけ、その記述において1075年開封交渉を重視する立場が取られていると理解可能であることから、同交渉について、具体的には『長編』巻262 熙寧8年（1075）4月丙寅条（「丙寅条」）に関する検討を行った。

24) 今日朝廷已有降去文字、卿等示与蕭禧次、可先読与聖旨画一事、庶幾便肯収接。今蕭禧既堅執定以分水嶺為界、卿等若依下項画一劈析、得逐項事理分明、即敵人自当無詞、疆議遂決。一、李福蛮地及瓦窑塢、見今已擗撥于北界处、便為分水嶺、更無可争。一、雁門寨、即今移退義兒馬舖及三小舖处、其山頭便是分水嶺、已行擗割、更無可争。一、西逕地方、第一・第二・第三・第四・第五遠探・白草舖山頭一帶、便是分水嶺。当初本朝為執定長連城為界、則分水嶺為近裏地方、今來既是白草・遠探等舖一帶分水嶺取直、照望古長城擗割与北人、即以是用分水嶺分画了畢、何処更有分水嶺。窃慮卿等不見得此意、度尚惑牛頭・雪山照望為分水嶺、多方回護、却致敵人猜疑。蓋拋三次国信文字、北人之意元不至此、皆是劉忱等昏迷乱道。四月二十三日。

25) この間の経緯は、既に李之勤 1994において言及がある。

26) あるいは『長編』の撰者である李燾の無理解をあげつらっている印象を与えるかもしれないが、本稿は「丙寅条」がはらむ問題について『長編』の他所の記述に依拠して論じているのであり、李燾は筆者が述べている程度のことは当然理解していたはずである。付言しておく。

その結果、一連の国境画定交渉のうち1075年に宋都・開封で行われた交渉（1075年開封交渉）の経緯に関する「丙寅条」本文における叙述（【資料2】）が、「丙寅条」の注釈に引用される「中書樞密院擬定関報国信使牒本」（「牒本」）に基づいていることや、「牒本」が国書の補足的文書であった可能性を指摘した上で、「牒本」に基づいて交渉のより具体的なあり方や枠組みについて検討を行った。その主たる内容は以下のとおりである。

まず交渉の形式面は以下のようなものであった。

- 遼使との交渉の実務には、北宋の館伴が当たる。
- 館伴は、樞密院から「劄子」の形で指令を受け遼使との交渉に当たり、樞密院に対しては「申」によって報告を行う。
- 樞密院は皇帝の「聖旨」を受けて館伴に指令を下す。

ただし、実際には以下のように意思決定がなされた。

- 形式的には樞密院が交渉の担当官庁であったが、実際には樞密院単独ではなく中書との合議で意思決定がなされた。現状の史料状況では、むしろ中書主導との印象を与える。
- 同時に、国境画定案は樞密院の進呈に対して皇帝が「聖旨」を下したものであるという形で遼使・蕭禧に示されたが、実際の立案は沈括によるものである。よって、実態として樞密院と神宗皇帝の間でのやり取りがあったというよりは、契丹側に対するアピールの側面の存在が濃厚である。
- その他、神宗皇帝の意を受けて通常の経路を跳び越す形で宦官が介在する場合があった。

なお詳細は省くが、先に言及した沈括の調査・提言によれば、実際には北宋側は1075年開封交渉での国境画定案を大した譲歩ではないと理解していたように見受けられる。つまり、それ以前にそれなりに現地交渉が進んでいたものに対して、分水嶺での国境画定との契丹側の主張に応じて適宜分水嶺を当てはめたというのが実相のようである。よって、契丹側は自らの主張を押し通したと称し得るし、北宋側でもこの段階で特に不合理に大幅な譲歩を行ったとの理解は見当たらない。

ただ、そもそも『呂惠卿集』に何故「牒本」が収録されていたのかは、先に触れた「想定問答」と称すべき「進呈授旨与館伴对答国信使言語」が収録されていることとともに、疑問として残ると言わざるを得ない。まず、雅文ではない「牒本」が文集に収録されたのは、決してその美文を顕彰するためではあり得ない。すると、宋側において同時代的にも後世からも旧法学的視点からは領土を契丹に割譲した「売国的交渉」として評価される国境画定交渉だが²⁷⁾、『呂

27) 李之勤 1994。

恵卿集』の編纂者にはそのような意識は無く、むしろ国境画定交渉の妥結は呂恵卿を含めた当時の政権の功績と理解したものと考えるのがひとまず妥当だろう。いわば新法党的な歴史認識として興味深く感じるところである。

なお、実は1075年開封交渉に派遣された遼使・蕭禧は、本稿で検討した北宋の返答の国書（【資料1】）を受領後に改めてその内容に不服を申し立て一悶着が生じた。その際の北宋側の対応についても『長編』巻263 熙寧8年（1075）閏4月丙申条に詳細な記事が残されており、更には沈括の契丹派遣時の交渉とも関連して非常に興味深いのであるが、この問題についての検討は後日の課題とすることにした。

参考文献

和文

- 古松崇志 2010 「契丹・宋間における外交文書としての牒」（『東方学報』85）
 古松崇志 2013 「十～十二世紀における契丹の興亡とユーラシア東方の国際情勢」（荒川慎太郎・澤本光弘・高井康典行・渡辺健哉編『契丹〔遼〕と10～12世紀の東部ユーラシア』勉誠出版）
 毛利英介 2004 「一〇七四から七六におけるキタイ（遼）・宋間の地界交渉発生の原因について——特にキタイ側の視点から——」（『東洋史研究』62-4）
 毛利英介 2008 「一〇九九年における宋夏元符和議と遼宋事前交渉——遼宋並存期における国際秩序の研究——」（『東方学報』82）
 毛利英介 2013 「遼宋間における「白笏子」の使用について」（平田茂樹・遠藤隆俊編『外交資料から十～十四世紀を探る』（東アジア海域叢書7）、汲古書院）

中文

- 李之勤 1994 「熙寧年間宋遼河東地界交渉研究——王安石棄地數百里說質疑」（『西北史地研究』中州古籍出版社）
 楊衛東 2011 「遼朝梁穎墓誌銘考釈」（『文史』2011年第1期）

【附録1】（【資料2】原文）

- (1) 初、蕭素・梁穎既与劉忱・呂大忠會議地界、久不能決、故遣禧復來、命韓績・王師約館伴。禧既致國、又出其國笏子一通以進、其大指如素・穎所言、且以忱等遷延為言。（原注、実録云、朝廷既遣忱・士元理辨疆界、忱以病不即至、又命大忠代士元。按大忠集、忱以六月七日往太原、九月十三日与士元會穎・素于大黃平、十一月二日乃以大忠代士元。彼書称忱等遷延、蓋境上事在九月相見後、非未相見以前也。忱不即至、今削去。）
- (2) 績等日与禧論難、禧但執以分水嶺為界、然亦不別白何處為分水嶺也。詔諭以兩朝和好年深、今既欲委迎臣各加審視、尚慮忱等所奏未得周悉、已改差績同張誠一乘馭詣境上、和會商量。令禧以此歸報、禧不受命。又遣内侍李憲齋詔示之、許以長連城・六蕃嶺為

界、而徙並遼遠探鋪舍于近裏。長連城・六蕃嶺、治平二年契丹嘗於此置鋪矣、遼人以其見侵毀之、後不復來、至是許其即旧址置鋪、而禧猶不從、執議如初。上不得已、議先遣沈括報聘。（沈括充回謝在三月二十一日癸丑。）

- (3) 于是枢密院言、「本朝遼臣見用照証、長連城・六蕃嶺為界、公牒六十道、多是北界声說関口・把鋪等處捉賊或交蹤、並在長連城・六蕃嶺之北、内順義軍重熙二年（重熙二年即明道二年。）三月十八日牒稱、南界送到於山後長連城兩界分水嶺上收捉賊人張奉遠等、不合過界、準法断訖。又順義軍清寧九年（兩朝史称清寧九年即治平四年、誤也。清寧九年乃嘉祐七年。）十月牒、捉到截奪南界代州崞縣赤墜膠主戸白友牛賊人事、既指長連城分水嶺上為兩界、并稱白友係代州崞縣主戸、顯見不以古長城并近裏分水嶺為界。治平二年起移北界鋪舍、即無侵越地界。今聖旨只為兩朝通和歲久、所以令於長連城・六蕃嶺南依旧址修蓋、已是曲敦和好。今禧更指分水嶺為界、緣所在山嶺水勢分流、皆謂之分水嶺。昨蕭素等所執照証文字三道、除大石・義興冶兩寨已為北界侵越、不經治平年發遣、見不以長連城為界外、其西陘寨執張慶文字為拠、言分水嶺上有土隴、拠所指處即無土隴。兼張慶文字指雁門寨地至北界遮虜軍十一里、今雁門寨至長連城約八九里、長連城至遮虜軍約二里、又証長連城為界。兼忱等曾牒素等、令指定是何山名為分水、素等牒回、但稱『沿遼山名・地里・界至、南界足可自知、豈可移文會問。』顯見原無指定去處。今禧所執、与素等同、全無照驗文字。欲令沈括等到北朝日、將見用照証文字、一一聞達北朝。」
- (4) 詔、「国家与契丹通和年深、終不欲以疆場細故有傷歛好大体。既許以治平年蓋鋪處依旧址修蓋、務從和会、即更不論有無照証。若不指定分水處、即恐檢視之時、難為辯撥。
- 一、李福蛮地、許以見開壕塹處分水嶺為界。
 - 一、水峪内義兒馬鋪并三小鋪、即挪移近南、以見安新鋪山頭分水嶺為界。
 - 一、自西陘寨地方、以第一・第二・第三・第四・第五遠探・白草鋪山頭分水嶺、向西接古長城為界。
 - 一、黄嵬山地、已經仁宗朝差官与北界官吏於聶再友等已侵耕地外、標立四至訖。及天池廟、順義軍牒称地理係屬寧化軍、並無可商議。
 - 一、瓦窑塢地、前來兩界官司商量未了、今已指揮韓績等一就檢視、辯撥處以分水嶺為界。」
- (5) 上遣使者持報書示禧、禧乃辞去、括候禧去乃行。故事使者留京不過十日、禧至以三月庚子、既入辞、猶不行、与績等争論或至夜分、留京師幾一月。

【附錄 2】

- (1) 樞密院奏、館伴所申、「準樞密院劄子、開坐到回答大遼国信使蕭禧齋來理會地界文字内逐節事理、『奉聖旨、《兩朝和好年深、今既北朝皇帝遣使致書、欲‘委邊臣各加審視。’本朝前來雖拋劉忱等所奏、尚慮未知周悉、見改差韓續・張誠一乘通馬前去計會北朝所差官、(司) [同] 詳來書云‘各加審視’之意、躬親詣地頭、和會商量、疾速結絕去訖。』仰館伴所、備錄與北朝国信所、候到北朝具此聞達。』本所請蕭禧過位、分付上件聖旨劄子、禧不肯收受、及未肯朝辭、申取指揮。」看詳北朝国書、云「早委邊臣、各加審視、別安戍壘、俾返旧常。」已奉聖旨、「差韓續等計會北朝所差官、同詳來書『審視』之意、疾速結絕。」「朝廷為蕭禧未曉所降指揮結絕之意、不肯收受、尋又差使臣持聖旨劄子、『代州等處地土、雖然照拋甚是分白、緣兩朝通好歲久、不欲以疆場細故有傷歡好大体、所有治平二年起移北朝鋪舍、已指揮邊臣聽北朝于長連城・六蕃嶺南依旧址修蓋。本朝見安置遠探鋪舍、已令挪移近裏。其合立烽開壕分定南北界至處所、今差韓續等就地頭計會北朝差來職官、同共指視撥去訖。』蕭禧依前不肯祇受聖旨文字、及不朝辭、申取指揮者。」
- (2) 樞密院勘會、本朝邊臣見憑用照証、以長連城・六蕃嶺為界、公牒計六十道、其間多係北界声說関口・把鋪等處捉賊或交蹤、緣上件関口・把鋪等處、並係在長連城・六蕃嶺之北、内順義軍重熙二年三月十八日牒称、「南界送到于山後長連城兩界分水嶺上取捉賊人張奉遠等、不合過界、已準法断訖。」及順義軍清寧九年十月中牒、「当道捉到截奪到南界代州崞縣赤墜膠主戸白友牛賊人事。」既是捉賊・交蹤處在長連城・六蕃嶺之北、又指長連城・六蕃嶺上為界、并称「白友係代州崞縣主戸」、以此顯是久來以長連城・六蕃嶺為界、即不是古長城并近裏分水嶺為界、事理明白。其治平二年起移却北界鋪舍、即無侵越地界。今來聖旨只為「兩朝通好歲久、所以欲於長連城・六蕃嶺南依旧址修蓋」、即于當時蕭禧退移鋪舍、今已得依旧。及国書内「別安戍壘、俾返旧常」之意、別無未得準從、已是曲敦和好。今蕭禧又更指分水嶺為界、緣所在山嶺上水勢分流處、即皆謂之分水。昨來蕭素等所執照拋文字三道、除大石・義興冶兩寨已為北界侵越、不經治平年發遣、見不以長連城為界無可理會外、其西陘寨執張慶文字為拋所指去處、見今即無土壠。劉忱等欲與蕭素等同共檢視、又不肯前去。兼張慶帶去文字内指說、「鴈門寨地分至北界遮邊軍 [十一里、今雁門寨至長連城約八九里、長連城至遮邊軍] (筆者注、中華書局標点本が【資料 2】に基づき脱文を補ったもの) 約二里以來。」又顯証得長連城為界分白。兼劉忱等曾牒蕭素等、令指定是何山名為分水、蕭素等回牒、称說、「沿邊一帶山名・地理・界至去處、南界邊上州界足可自知、其間若有所疑、應令就便詢訪、豈

可却移公文会問。」兼張奉遠文字該説「長連城兩界分水嶺」、元無指定去処。今蕭禧執以分水嶺為界、即与蕭素等所執一般、全無照驗文字、顯是難以依從。欲令沈括等到北朝日、将本朝前後辺臣見憑用照證文字、一一聞達北朝、令知本末。

- (3) 尋進呈、奉聖旨、「檢会前後照証文字、雖是尽合以長連城・六蕃嶺為界、甚是分白、其称以分水嶺為界、都無照驗及無指定山名。縁兩朝通好年深、終是不欲以疆場細故有傷歡好大体。既許以治平年蓋鋪処依旧址修蓋、務從和会、即更不論有無照驗。若不以逐処地名指定分水去処、即恐檢視之時、難以擗撥。

一、李福蛮地、許于見開壕壑處分水嶺為界。

一、水峪内義兒馬鋪并三小鋪、即挪移近南、以見安新鋪山頭分水嶺為界。

一、自西陁寨地分、以第一・第二・第三・第四・第五遠探・白草鋪山頭分水嶺、向西接古長城上分水嶺為界。

一、黄嵬山地分、已經仁宗朝指揮差官与北朝官吏於聶再友等已侵耕地外、標立四至訖。及天池廟、順義軍牒称地理係属寧化軍、並無可商議。

一、瓦窑塢地分、前來兩界官司商量未了、今已指揮韓縝等一就檢視、合行擗撥處分水嶺為界。」

- (4) 右已指揮韓縝等前去計会北朝所差官、依逐項事理擗撥結絶。所有合行標撥地内有見住人户処、即指揮挪移近来居泊外、仰館伴所備録与北朝国信（聽）[所]、候到北朝具此聞達。

【付記】

本研究は、日本学術振興会の科研費（15K16851）の助成をうけたものである。